

# 3. 専門実践教育訓練給付制度について

## 1. 制度の概要

教育訓練給付金は、雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった方が、厚生労働大臣の指定した教育訓練を受けた場合、その受講のために支払った費用の一部に相当する額が国から支給されるものです。多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的な能力開発の取り組みを支援することを目的として、雇用保険法に規定されているものです。

本通信課程卒業後、受講者本人が本学院に支払った受講費用（授業料、実務経験のない方は実習指導料）の**50%**（支給要件期間3年以上、初回者に限り支給要件期間2年以上で受給可能）に相当する額を限度に、公共職業安定所（ハローワーク）を窓口として本人が申請を行い、所定の要件が満たされている場合に給付されます。受講費用を職場等本人以外が負担している場合は、給付は受けられません。また、2022年1月15日までに卒業できない方も、給付は受けられません。

## 2. 制度の詳細を調べる

専門実践教育訓練給付制度のホームページを参照してください。

[https://www.hellowork.go.jp/dbps\\_data/\\_material/\\_localhost/doc/senmonkyouiku\\_kyufu.pdf](https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/doc/senmonkyouiku_kyufu.pdf)

「平成30年1月から専門実践教育訓練給付金が拡充」のホームページも併せて参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000177962.pdf>

## 3. 開講1か月前までに事前申請をハローワークで行う。

受講生本人が、本通信課程の開講1か月前（2021年3月15日まで）に、受講生本人の住所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で事前申請を行うことが必要です。

なお、給付は6か月後の10月15日をすぎたから、本学院が提出する資料を再度ハローワークに持ち込み申請します。卒業時に再度申請して計50%となります。

### ●専門実践教育訓練給付制度は平成30年1月から拡充されました！

受講開始日に、雇用保険の被保険者（又は被保険者でない方のうち、離職日翌日以降1年以内である方）のうち、支給要件期間が3年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人は2年以上）ある方が、必要な諸手続きをご自身で行うと、訓練経費が返還されます。支給額は教育訓練経費の50%です。さらに、2022年2月の国家試験に合格し、社会福祉士資格登録し、資格取得した場合（一発合格の場合）、追加で教育訓練経費の20%（合計70%）の支給となります。

受給資格の有無について、詳細はハローワークにてご確認ください。

| 教育訓練経費           |         | 通常修了者       |                   |             |                       | 通常修了者かつ第33回試験合格者 |                       | 給付総額 70%<br>自己負担 30% |
|------------------|---------|-------------|-------------------|-------------|-----------------------|------------------|-----------------------|----------------------|
|                  |         | 給付額         |                   |             | 実質自己負担                | 給付額              | 実質自己負担                |                      |
|                  |         | 6か月後<br>25% | 9か月<br>修了時<br>25% | 給付合計<br>50% |                       |                  |                       |                      |
| 実習免除者<br>(実務経験有) | 188,400 | 47,100      | 47,100            | 94,200      | 94,200 <sup>(円)</sup> | 37,680           | 56,520 <sup>(円)</sup> |                      |